

論 説

新自由主義と国家介入の再定義

——リップマン・シンポジウムとモンペルラン会議——

若 森 章 孝

はじめに

デヴィッド・ハーヴェイは新自由主義の理論と実践の総体を歴史的に検討した『新自由主義 その歴史的展開と現在』（原題『新自由主義小史』）のなかで、「未来の歴史家は、1978～80年を、世界の社会経済史における革命的な転換点とみなすかもしれない」（ハーヴェイ2007：009）と述べている。彼が1978～80年を歴史的な転換点と位置づけるのは、この時期が、サッチャー政権やレーガン政権の政策を通じて新自由主義が経済、国家、福祉や教育などの社会的領域、思考様式において支配的になる画期となったからである。しかし、この時期とそれにつづく1980年代および1990年代に実行に移された規制緩和、民営化、市場化、金融化といった新自由主義的経済政策に注目するだけでは、新自由主義国家の性格が「小さな政府」と国家の規制から解放された19世紀的な「自由放任」の政策であるかのように見えてくる。

だが小さな政府を印象づける新自由主義は、実際には社会政策や移民統治、治安や国際紛争においてしばしば「強い国家」として介入するのであって、新自由主義における小さな政府と強い国家とのズレをいかに説明するか、という問題が現代国家論の重要な論点になるのである。ハーヴェイも上記の本のなかで、「理論における新自由主義国家」（個人

的自由の条件としての市場秩序)と「実践における新自由主義国家」(国家介入による資本の階級的権力の回復)とのギャップを指摘しているが、このギャップは理論的に解明されないまま放置されている。

このギャップを解明するには、ハーヴェイもその趣意書を引用している、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスの経済学者、歴史家、哲学者がハイエクの呼びかけによって集まったモンペルラン協会設立会議(1947)における討議、さらには、新自由主義に関する最初の国際会議となったリップマン・シンポジウム(1938)の記録と宣言、そして、ドイツにおけるナチス支配の経験を総括することを通して1930年代に初めて新自由主義の概念を導き出したオールド(秩序)自由主義において、国家とその介入の原理がいかに導き出されたか、を検討する必要がある。ケインズ主義的国家介入を拒絶し新自由主義を浮揚させた1978-80年の転換期に、大きな政府から小さな政府への移行が生じたのではなく、国家の介入の原理が根本的に変化したのである。

ハーヴェイは、モンペルラン協会の創立宣言の前書きの一部を引用して、そこに個人的自由の理念と自由市場原理への信奉を読み取っている。だが、モンペルラン協会によって資本主義の病理の解決策として提唱された新自由主義の理念と目標が、国家の介入は市場の原理・競争の原理によって監視・誘導されねばならないこと、有効に機能する市場経済は自生的に生まれるのではなく国家の強い介入によって創出されるべき到達目標として設定されていること、を見逃している。

新自由主義における市場経済と国家の介入との原理的關係の究明という課題をリップマン・シンポジウムやモンペルラン会議にまでさかのぼって研究するうえで参考になるのが、最晩年のフォーコーが1978-1979年度にコレージュ・ド・フランスでおこなった講義の記録『生政治の誕生』における新自由主義的統治術の分析である。以下、「市場は実際に国家と社会とを形式化する力を持ちうるのだろうか。……問題は、ただ

単に経済を自由しておくことではありません。問題は、政治と経済に形式を与える市場経済の力がどこまで拡張されうるかを知ることです。賭けられているものは以上です」(フーコー2008:144) というフーコーの読み込みを導きの糸として、新自由主義と国家の関係について検討した多くの研究に欠落しているように思われる、新自由主義的国家介入の原理に焦点を当てることにしよう。

I 19世紀的自由主義の危機と新自由主義の誕生

1970年代末に主導権を握った新自由主義は、ケインズ主義的な介入主義と福祉国家の行き詰まりに対する解決策として登場した。そのため、1930年代に経済危機と失業などの社会問題に対応できず、プロレタリア化した大衆の全体主義と社会主義への支持を招いた19世紀的な自由主義(自由放任主義)の危機に直面して、自由主義の再生の課題と研究プログラムを掲げて新自由主義が誕生したことがしばしば忘れられている。新自由主義を19世紀的な自由主義への復帰として理解し、新自由主義的国家の役割を「大きな政府から小さな政府への転換」として位置づける見方は、新自由主義の本質を見誤っている。本稿で繰り返し強調するように、競争の市場秩序は自然的あるいは自生的に形成されるものではなく、「強い国家」の介入主義、とくに法的制度的な介入によって創出されねばならない、というのが新自由主義のコアにある主張である。新自由主義は、サッチャー政権やレーガン政権の経済政策思想に直接的な影響を与えたオーストリア学派のハイエク、シカゴ学派のフリードマンの理論と思想に限定されるものではない。ドイツのオイケン、リュストウ¹⁾、レプケ、フランスのリュエフ、『良き社会』(1937)で自由主義の再生の課題を提起したアメリカ・ジャーナリストのリップマンなど、国際的に多様であるが、国家の新しい積極的役割によって市場経済秩序を再構築するという考えは共通している。新自由主義は、市場経済こそ

が生産手段の最良の利用と個人的自由の維持の条件であることを掲げるにもかかわらず、市場経済秩序と国家の介入（法的体制）とが一体的なものとして構想されているのである。

このように国家の積極的役割を重視するのは、1938年のリップマン・シンポジウムと1947年のモンペルラン会議に結集して、自由主義の再生のための理論的実践的課題について討議した経済学者、歴史家、社会学者、哲学者、法学者——彼らは次第に自分たちのめざす政治的・経済的・歴史的プロジェクトを「新自由主義」と呼ぶようになる——が、自由主義の危機の原因を資本主義経済（または市場経済）それ自体の中ではなく、国家の経済と社会に対する関わり方に求めているからである。彼らが19世紀的自由主義の危機を自覚し、自由主義の再生を企画した要因として、次の点が考えられる（権上2006：48-49）。

第一に、自由主義国家が普通選挙と議会制民主主義の進展のもとで、失業保険などの福祉国家の発展と労働組合の要求に応じた賃金上昇を許容した結果、一方で、市場経済の価格システムの調整機能が損なわれ、他方で、国家が職業的諸団体の利益を実現する「経済国家」に変質してしまっ、市場経済から自立した国家の法的政治的機能が麻痺した。市民社会と国家の分離によって特徴づけられる19世紀的自由主義は、経済機能も政治機能も大きく損なわれることになった。第二に、市場の自己調整機能を信頼する自由主義は、失業や貧困、格差といった社会問題を価格機能によって調整されるべき「摩擦」または一時的な不均衡と考え、

-
- 1) 雨宮（2005：100-147）によれば、1932年はドイツにおける新自由主義の起源として位置づけられる。この年、リューストウは強い国家（「民主主義的独裁」）の「リベラルな介入主義」による競争的経済秩序の構築を主張し、19世紀的自由主義に取って代わる新自由主義を宣言した。また、オイケンは論文「国家の構造変化と資本主義の危機」において資本主義の危機の究極的原因を「大衆の政治的影響力の増大」に求め、国家を「大衆」の要求から切り離し価格システムの機能を回復させることを提唱した。

このような経済的摩擦がその犠牲者にとっては不正義、悲惨、敗北、失望を意味することを理解できなかったために、大衆が市場経済から離反し、社会主義とファシズムに期待する傾向を止められなかった (Lippmann 2005: 208-209)。このような自由主義の危機の認識によれば、19世紀の自由主義国家は、社会と経済の変化に有効に対応できないばかりか、議会制民主主義のもとで間違った形で介入して経済的・社会的危機を深化させたことになる。それゆえ、20世紀の文脈における自由主義の再生プロジェクトとしての新自由主義にとって、国家の経済と社会への介入の可能性とその形式、さらにその限界を研究することが最大の課題²⁾となった。また、1970年代末から先進国経済政策の主導権を握った新自由主義は、国家の機能の再定義を、二つの世界大戦の間に自由主義が直面した危機のうちの第一の問題のみ、すなわち、議会制民主主義と福祉国家の進展による市場経済の価格システムの麻痺と国家の政治的・法的機能の劣化（法の支配の後退）との関連で論じていることになる。

II リップマン・シンポジウムの争点と国家介入の再定義

リップマン・シンポジウムは、フランスの哲学者ルージェがリップマンの『良き社会』のフランス語版の刊行を記念して、1938年の8月26日から30日までの5日間にわたり、自由主義再生のための条件と課題を明確化するために主宰した国際的シンポジウムである。アメリカのリップマン、リュエフやルージェ、レイモン・アロンなどの13人のフランス人、ミーゼスやハイエクなどのオーストリア学派、ドイツの社会学的新自由

2) 21世紀初頭におけるリーマンショックや欧州債務危機にみられる新自由主義の危機は、自由主義の再生を掲げた新自由主義の課題とその理論的実践的達成が相当な難問であり、市場経済と民主主義のジレンマを抱えていることを示している。

主義を代表するレプケとリュストウ、市場経済の破壊的性格を論じた『大転換』の著者であるカール・ポランニーの弟で化学者・哲学者として著名なマイケル・ポランニーなど、26人が参加した。シンポジウムでは、ルージェが提起したテーマに従って、「自由主義の衰退は内生的な要因によるものか?」、「自由主義の衰退の社会学的・イデオロギー的要因は何か?」、「自由主義国家が満たすべき条件は何か?」、「自由主義は社会問題に実質的に対応することができるか?」、「自由主義の再生のための理論的・実践的問題は何か?」などをめぐって討論が展開された。最終的にはルージェによって、次の7点が自由主義の再生のための課題のなかで明確化すべき最重要な問題として総括された。

1. 価格メカニズムと両立しうる公的権力の介入形態。
2. 戦争の経済。自由主義経済は戦争の準備と遂行を排除する。全体主義国家は全面戦争を含んでいる。
3. 自由主義国家。それが満たすべき条件は何か。真の自由主義的国家に転換するために、現存の民主主義の構造改革はいかにあるべきか? 全体主義国家を前にして、自由主義国家はどのような暫定的規律を自らに課せねばならないか?
4. 自由主義諸国家間の経済政策。
5. 自由主義経済と全体主義経済の共存の問題。自由主義国家の全体主義国家に対する経済的・心理的政策。
6. 戦争に向かう世界を平和に向かう世界に再転換させる問題。全体主義的経済の再吸収。
7. エリートと大衆のリベラル教育の問題。自由主義に対する左と右の反対者。(Audier 2012: 492)

リップマン・シンポジウムの討議では、市場の価格システムは唯一有効な経済システムであることや国家の法的介入主義³⁾による市場経済秩序の再生などの課題について意見の一致をみたが、自由主義の衰退の内生

的要因の理解にかかわる競争と独占の関係や、失業問題などの社会問題の発生の理解と国家の「経済的」介入をめぐる意見が鋭く対立した。特に後者の問題については、失業の増大と労働者の不満拡大は市場の価格メカニズムが生み出したものではなく国家の介入の結果である、と考えるミーゼスやハイエクの立場、大衆の社会問題は失業保険や賃金上昇などの社会政策では解決することはできないので人々を社会的共同体的次元に包摂する「生政策」が必要である、と主張するドイツのレプケ⁴⁾やリュストウの立場、自由主義のもとで許される国家介入の形式を価格メカニズムと両立しうる介入の形態に求めて均衡財政の観点から介入の限界の問題を提起するリュエフの主張、労働者大衆の苦痛や不満は法律や制度、教育、社会慣習といった社会秩序が市場経済に適応していないことから生じると考え、法律の変更による社会秩序の改革を主張する『良き社会』のリップマンの立場、が対立している。総じて、国家介入の形式と可能性、その限界に関する問題がシンポジウム参加者の最大の関心事であったのである。ミーゼスも、ルージエによる議論の総括を引き継ぐかたちで、今後の研究集会で「研究されるべき主要な問題が介入の可能性と限界の問題であることは明白である」(Audier 2012: 494)と述べている。

このシンポジウムでは、自由主義の危機を直視し、その再生のための条件と課題について研究する国際的研究集団にいかなる名称を与えるか、ということについても議論がおこなわれた。ドイツのリュストウはすでに1932年に、経済危機に対する経済秩序回復のための「自由主義的国家

3) 国家の法的介入主義は、リップマン・シンポジウムで提起された、新自由主義による国家の役割の再定義のコアにある考えである。フーコーが『生政治の誕生』で分析したように、国家の法的介入によって設定される経済活動の枠組みとそのもとの競争によって生み出される経済秩序の構築とは、不可分な関係にある(フーコー2008: 197-220)。

4) レプケの著作と政策思想を体系的に研究した藤本(2008)を参照。

介入」を提唱して、この国家介入を「新自由主義」と呼んでいた。シンポジウムでは、新自由主義、積極的自由主義、社会自由主義、左派自由主義、構築的自由主義などが候補として話題になったが、最終的な一致をみなかった。ここにも、国家の役割と限界をめぐる意見の不一致が反映している。だが翌年の1939年には、リップマン・シンポジウムに由来する自由主義再生の潮流が、一般に「新自由主義」と自称されるようになった。

Ⅲ モンペルラン新自由主義と国家の法的介入の理論化

モンペルラン会議はハイエクの呼びかけによって1947年4月1日から10日までスイスのジュネーブ近郊のモンペルランで開催され、アメリカから17人、イギリスから8人、フランスからの5人を含む39人が参加した。出席者の大多数は、リップマン・シンポジウムにも参加したハイエク、ミーゼス、レプケ、リュストウ（リュエフは不参加）に加えて、シカゴ学派のミルトン・フリードマンやナイト、ディレクター、イギリスLSEのロビンズ、ドイツの秩序自由主義のオイケン（フライブルク学派）などの経済学者で占められているが、法学者や歴史学者、マイケル・ポランニーとかカール・ポPPERのような哲学者もごく少数ではあるが参加している。

ヨーロッパで福祉国家、計画化、社会主義が進展する時代状況のなかで開催されたこの会議は、第二次世界大戦後における自由主義再生の知的・思想的運動の出発点となったものであるが、参加した新自由主義者たちは当時、各国の政策作成者になんの影響力ももたない立場にあって、孤立感と無力感を味わっていた。しかし、ハイエクとその周辺の人々は、古典的自由主義の衰退がその知的・概念的な欠陥に由来しており、この欠陥を見つけ是正する唯一の方法は基本的理念を共通する知識人からなる討議集団をつくることである、と信じていた（Mirowski and Plehwe

2009:16)。このモンペルラン会議への出席者を中心に、新自由主義の研究と政策立案のための国際的研究組織であるモンペルラン協会が、ハイエクを会長として設立された。モンペルラン協会は、世界各国に多数の会員と多くのシンクタンクを抱え、WTOなどの国際機関および各国の政治家、企業家、研究者、ジャーナリストに対して知的・イデオロギー的影響力をもつ、グローバルなヘゲモニー機関にまで発展することになる。

会議の目的は、ハイエクが開会演説⁵⁾でのべているように、「自由主義哲学再構築のための知的交流」であった(ハイエク:2009:25)。会議では、ハイエクが開会演説で提起した5つの問題(同上:31-34)、すなわち、自由企業と競争の秩序との関連、歴史解釈と政治的教育との関連、ドイツの将来、ヨーロッパ連邦の可能性、自由主義とキリスト教に関して順次議論されたが、中心的に検討されたのはハイエク自身が基調報告をおこなった「自由企業と競争的秩序」⁶⁾についてであった。

ハイエクはこの基調報告のなかで、批判の対象を、民主主義社会における「政府統制の拡大に向かう動き」(産業保護、政府支援によるカルテルや農業保護)が「巨大な数の大衆の願望や偏見を満足させるべく拡大されるようになることはさけられない」傾向においている(ハイエク1990:147-148)。この批判の力点は、自由主義の再生をファシズムや社会主義への動きを批判しながら議論したリップマン・シンポジウムとは異なっている。彼の議論の焦点は、競争的秩序を作り出すために国家の権力をどのように用いるべきか、というところに向けられている。彼は、「19世紀の自由主義者たちの犯したおそらく最も致命的な戦術上の誤

5) ハイエクの開会演説は、「モンペルラン協会の誕生——開会演説」と題して、Hayek (1967) *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, The University of Chicago Pressに収録されている。日本語訳は、ハイエク (2009) で読むことができる。

6) この基調報告はハイエク (1990) [1949] に収録されている。

り」は「国家に与えられている権力をどのように用いるべきかという問題」が「深刻かつ重大な課題ではないという印象を与えてしまったことである」（同上：150）と指摘したうえで、「競争は、ある種の政府の活動によって、これらが無い時よりも、より一層有効かつ有益に働くものにさせ得るといふこと」を、考察しなければならない一般的命題として提起する（同上：151）。要するに、新自由主義における国家介入の原理と形態は、「自由主義の基本的原理である競争、市場および価格を秩序を与える原理として意識的に採用し、競争をできる限り有効かつ有益なものにするために……、国家によって強制される法律的枠組みを使用する一つの政策」（同上：151）、として定義されている。ここでは、競争・市場・価格が「秩序を与える原理」として、したがって、国家の介入を方向づける原理として理解され、競争的秩序は国家の法的介入主義（強制される法律的枠組み）によって創出されるものとして把握されている。

ハイエクは、競争的秩序のための法的介入として、カルテルや独占を規制する立法的枠組みとともに、労働組合を普通法の中に取り込んで競争的な労働市場を復活させることを提唱している。また、リップマン・シンポジウムで争点の一つとなった、国家の社会問題への介入への言及はほとんどなく、累進所得税の効果については疑問視されている⁷⁾。モンペルラン会議とこれを主宰したハイエクは、国家の介入の形態に関する研究を法的介入による競争的秩序のための制度的枠組みの構築として展開し、国家の社会問題への介入を競争的秩序の妨げになるものとして拒絶したのである。しかも、国家の法的介入の目的や範囲が議会制民主主義によって決められることは問われないか無視され、国家の経済への法的介入は競争・価格という秩序形成の原理に基づいておこなわれるべ

7) ディレクターは市場経済に対立的ではない社会政策として、累進課税と最低所得保障の2つを提唱したが、ハイエクは累進課税には触れず、最低所得保障のみに言及している（権上2006：36，56）。

きである、とされている。国家の役割のこのような再定義に、モンペルラン新自由主義の本質的性格が示されているのである。

モンペルラン協会の有力メンバーであり、台頭するシカゴ学派の主導者であるミルトン・フリードマンも「新自由主義とその展望」(1951)のなかで、戦後における自由主義の再生のための研究集団を「新自由主義」と呼ぶことに賛意を表明し、国家が果たすべき積極的役割についてハイエクと同じ理解を表明している。「新自由主義は、個人の根本的重要性に関する19世紀的自由主義の強調点を受け入れるが、この目的を達成する手段としての自由放任という19世紀的目標を、競争的秩序という目標と取り替えねばならない。……国家はシステムを管理し、競争に有利な諸条件を構築し、独占を防ぎ、安定した通貨枠組みを整え、過酷な悲惨や困窮を救済するであろう」(Mirowski and Plehwe 2009: 217)。モンペルラン協会とシカゴ学派の究極的目的は、19世紀的自由主義に復帰することではなく、競争原理に基づく国家介入と法の能動的な秩序形成を通して、新自由主義を現代的諸条件により適合したものへと作り上げることであった。

1947年のモンペルラン会議は、競争的秩序と国家の介入の形態を中心に議論が展開され、最終的に会議での到達点をリップマン・シンポジウムの時と同じように声明文の形で総括することになった。声明文の草案を作成する委員として、ハイエクやオイケンなど6人が選ばれ、10項目からなる文書が提案された。そのなかには、「個人の自由は、有効な競争市場が経済活動の主要な調整機能を果たす社会においてのみ維持される」、「市場経済の衰退と社会の全体主義的な支配は必然的ではない」、「有効な競争秩序はそれに適応した法的・制度的枠組みに依存する」、「政府の活動は法の支配によって制限されるべきである」、「自由な社会の破壊に導いた知的誤りのうちで最も危険なものは歴史的決定論である」といった、モンペルラン新自由主義のコアにある理念と主張を端的

に表明する項目が含まれていた。会議ではこの10項目草案について異議が続出し、結局は、ロビンズによって作り直された文章が1947年4月7日にモンペルラン協会の声明として採択された。この声明文は、現在の危機について診断した簡潔な前書きに続いて、モンペルラン新自由主義の研究課題や原理的な考え方をまとめた次の6項目から構成されている。やや長い引用になるが、ハーヴェイの『新自由主義』も声明文の前書きの一部を紹介しているだけなので、「モンペルラン協会の声明」の全体を示しておくことにする。

「モンペルラン協会の声明（1947年4月7日）」

われわれの時代の危機について討議するために、経済学者、歴史家、哲学者、およびその他の公共的事柄の研究者の集団が、ヨーロッパとアメリカからスイスのモンペルランで会合をもった。われわれのグループは……以下の目的の声明について合意した。

文明の中心的価値が危機に瀕している。人間の尊厳や自由の本質的諸条件は、地球上のかなりな部分ですでに失われた。その他の地域でも、それらは現在の政策潮流が発展することによって不断の脅威にさらされている。個人や自主的な集団の地位は恣意的な権力の拡大によってますます掘り崩されている。西洋人のもっとも貴重な財産である思想や表現の自由さえも、少数派の立場にあるときには寛容の特権を請求するのに、自分たち以外の意見をすべて抑圧し消し去ることができる権力の地位をひたすら樹立しようとする教義の蔓延によって脅かされている。

われわれのグループの考えによれば、こうした事態はあらゆる絶対的な道徳的規準を否定する歴史観の台頭によって、また、法の支配の妥当性に疑問を呈する理論の普及によって助長された。さらに、われわれの主張によれば、そうした事態は私的所有や競争的市場に対する信念の衰退によって助長されてきたのである。これらの制度〔私的所有、競争的

市場]と結びついた分散した権力や自発的な創意なしには、自由が実質的に維持される社会を想像することは困難である。……次の問題に関して、今後の研究が望まれる。

1. 現代の危機の根源的な道徳的かつ経済的な諸起源を正しく理解するための、危機の本質の分析と説明。
2. 全体主義的秩序と自由な秩序をより明確に区別する、国家の諸機能の再定義。
3. 諸個人と諸集団が他者の自由を侵害することがないように、また、私的所有権が略奪的な権力の基礎となることが許されないように、法の支配を確立し法の発展を保障する方法。
4. 市場の主導と機能に敵対的でない手段によって、最小限の基準を確立する可能性。
5. 自由に敵対する信条を促進する、歴史の悪用と闘争する諸方法。
6. 平和と自由を防衛し、調和的な国際経済諸関係の構築を可能にする国際秩序の創出に関する問題」(Hartwell 1995: 41-42)。

これらの項目が、国家の介入による競争的秩序の構築といった新自由主義の主張を明確に表現していないとはいえ、競争に有益な国家機能の再定義や法の支配を確立する方法、市場機能に敵対的でない国家による社会的ミニマムの基準など、国家の役割の再定義を中心にして構成されていることは明らかである。

IV ハイエクにおける法の支配と民主主義の問題

国家の役割の再定義を通して自由主義を再生させるという、リップマン・シンポジウムで提起された新自由主義の目標課題(アジェンダ)を長期的に一貫して理論と政策の両面で考察したのは、モンペルラン会議を主宰したハイエクであったように思われる。彼は『隷属への道』(1944)、

および、それ以後の法体制と競争的経済秩序に関する一連の著作である『個人主義と経済秩序』（1949）、『自由の条件』（1960）、『哲学、政治学、経済学の研究』（1967）、『法と立法と自由』（1973, 1976, 1979）において、議会制民主主義と福祉国家の発展は法の支配の後退をもたらし、個人の自由を危機に陥れる全体主義への道につながる、という切迫感をはじめながら、有効な競争的秩序を作り出すための国家の法的介入および個人の自由の条件としての「法の支配」について研究している⁸⁾。

ハイエクの新自由主義思想を英語圏に普及させた『隷従への道』は、有効な競争体制と適切な法的枠組みとの関係の問題や、諸個人間の目的と活動を調整する方法としての競争の意義については簡単に指摘しただけであり、大半の叙述が、〈第二次大戦後における計画化と福祉国家の世界的普及がもたらす法の支配の衰退は、第一次世界大戦後のワイマールのドイツが経験したような全体主義の道を辿ることになるが、それを防ぐには法の支配の確保によって個人の自由の条件を維持せねばならない〉、という警告と宣言に当てられている。彼が法の支配の概念として説明している中身は、「形式的なルール（法）」と「実体的なルール」との区別、および、自由または自由主義と民主主義との区別、の二つである。前者は、法の支配によって想定される法（law）の概念である、一般的な状況に適用されるルールと、特定の状況や目的・必要を満たす法令（measures）または命令である恣意的なルールとの違いとして説明される。後者の区別は目的としての個人的自由と手段としての民主主義との違いとして説明されている。法の支配のこのような理解は、ワイマール期のドイツにおける民主主義的福祉国家の発展が法の支配を後退させている自由主義の危機を憂い、強い権威主義的国家の構築によって法の支配と健全な市場経済の回復を主張した憲法学者のカール・シュ

8) ハイエクの政治思想については、山中（2007）を参照。

ミットの用語と重なり合っていることがすでに指摘されている。Cristi (1984) と Scheurman (1999) は、ハイエクは、自分が「ナチス全体主義に対する指導的理論家」(ハイエク1992:255) と非難したシュミットの『政治神学』(1922) や『憲法理論』(1928), 『憲法の番人』(1931), 『政治的なものの概念』(1932) における用語と論理を繰り返している、とまで形容している。

ハイエクは『隷従への道』のなかで、国家によって制定されるルールが法の支配の理念によって想定される一般的ルールであるべきことについて、次のように述べている。

「国家は、一般的な状況に適用されるルールのみを制定すべきで、時間と場所の状況に依存するすべてのことは、個人の自由に任せなければならない。というのも、それぞれの場に立っている個人のみが、その状況を十全に把握し、行動を適切に修正できるからである。そして個人のそういう知識が自らの計画の作成に有効に使われるためには、計画に影響を及ぼす国家の活動が予期できなければならない」(ハイエク1992:96)

ハイエクは、個人の自由の条件としての一般的ルールの意義を指摘したうえで、法の支配は一般的ルールが諸個人によって適用される結果に無関心であるべきことを強調する。実質的平等を要求し一般的ルールの適用の結果を修正する措置は、特定の状況や特定の団体の利益を優遇する恣意的なルールであって、個人の自由を侵害する、というのである。法の支配の達成は、20世紀における議会民主主義の定着という制約条件のもとで、国家の経済的介入(社会政策)や福祉国家をできるかぎり縮小させて、個人の自由のための領域としての市民社会と経済から解放された政治的領域としての国家との19世紀的な分離の復活を想定しているように思われる。しかし、民主的国家の有する実際の法律が議会と政府によって決定されるほかないとすれば、個人の自由の領域(経済的自由)

と純粹に政治的な秩序との分離はいかに確保されうるのだろうか。

この問題は自由主義と民主主義との区別に関連する。この区別に関する分析は、『隷従への道』では簡単に指摘されたにとどまっておき、その後ハイエクがなんども取り組む研究課題になっている。彼は、「自由な社会秩序はどうあるべきか」(1967)の中で次のように述べている。

「自由主義と民主主義は両立するが、同じものではない。前者は政府権力の範囲に関するものであり、後者はだれがその権力を掌握するのかに関するものである。それぞれの対抗概念を考えると、その違いがよくわかるだろう。自由主義の反対は全体主義であり、民主主義の反対は権威主義である。ということは、少なくとも理論上は、民主主義政府が全体主義であることは可能だし、権威主義政府が自由主義的規範に沿った行動をとることも可能なはずだ。……[民主主義]は、……多数派に無制限の権力を与えることを主張し、基本的に自由主義と対立するものとなる」(ハイエク2009:68)

ハイエクはここでシュミットと同じように、自由主義と民主主義は区別されるのみならず、鋭く対立する場合があることを指摘し、暗に、多数派に無制限の権力を与える民主主義(民衆政府または民衆主権)の可能性を排除ないし無力化することこそが国家による法の支配の維持と個人の自由の条件であること、全体主義に親近的な民主主義よりも政治的意思決定を独占した権威主義政府の方が自由主義に親近的であること、を示唆している。強い国家だけが有効な市場経済を作り出すことができる、という主張はハイエクとシュミットに共通している。新自由主義には、大衆の民主主義を押さえた強い国家による経済秩序の回復、というシュミットの主張が貫流している、と思われる。自生的秩序という言葉は、ハイエクの新自由主義の構築主義的性格から人々の目をそむける役割をしているように思われる。両者の違いは、シュミットが例外状態における「大統領の独裁」⁹⁾によって法の支配の回復と市民社会の脱政治

化を展望したのに対し、ハイエクは福祉国家の解体による法の支配の回復を展望したことである。

では、どうすれば、民主主義による多数派の支配を退けて、国家による法の支配を達成できるだろうか。また、そのような国家はどのようにイメージされるだろうか。

一つは、自由を議論する論法を変え、そのような論法を大衆の日常意識にまで浸透させることである。この点に関して、ハイエクは多数の文章を残しているが、例えば、『自由の条件』の中に、次のような指摘がある。

「それは通例『政治的自由』と呼ばれているものであり、政府の選択において、立法の過程において、また行政の管理において人びとが参加することをいう。それは、われわれの概念を全体としての人間の集団に適用することに由来するもので、一種の集合的自由を集団に与える。しかし、この意味での自由な国民は、必ずしも自由な人間からなる国民であるとはかぎらないし、個人として自由であるためには、人はこの集合的自由をわけあう必要もない」(ハイエク1986:25)。

この引用文は、普通の人びとの法の制定や政権選択への参加といった政治的自由は、彼らにとって個人的自由の実質を構成するものではない、とまで言い切っている。ハイエクが提案する自由は、競争的市場秩序の転変の過程に投げ込まれた諸個人がもちうるささやかな「経済的自由」である。この点に関してもたくさんの文章が残されているが、次のハイエクによる「真の個人主義と偽りの個人主義」(1945)の文章は、市場社会における大衆の選択の自由を一種の苦難として冷静に描いている。

「複雑な社会に生きる人間には、彼にとって社会過程の盲目的な諸力と見えるに違いないものに自己を適応させるか、もしくは上司の命令に

9) シュミットの独裁論については、田中(1992:152-171)を参照。

従うかの二者択一しかありえない。彼が市場の厳しい規律しか知らない場合には、誰か他の知的な人間の頭脳による指令の方がよいと思うことは大いにあり得る。しかし一度ためしてみるならば、前者は彼に少なくとも何らかの選択の余地を残すものであるが、後者はそれをまったく残さないということ、またいくつかのあまり好ましくない選択肢の中から一つを選ぶ余地があることは、その中の一つを無理やりに選ばされることよりも勝っているということ、やがて彼は知るのである」(ハイエク1990:29)。

ここで「複雑な社会」とは、予見可能な伝統的社会とは違って、「ある人の行為の影響がその人の視界の範囲をはるかに越えて広く及ぶ」社会であり、「個人は、誰が作ったのかわからない一見非合理的にとみえる社会の諸力に服従する必要がある」(同上:28)社会、という意味であるが、ハイエクは、物的福祉の保障では勝っているかもしれない計画化や福祉国家が個人の自由を侵害することを批判しながら、市場の非人格的な諸力を個人の自由と大衆の福祉の確保のための主要な手段として位置づけている。この文章は、新自由主義を信奉する“大司教”が政治的自由の権利を忘れて市場経済の変動に適応する仕方を選択する自由を学習するよう、大衆に向かって説教しているかのようである。自由を議論する論法が、政治的なものから経済的なものに転換されているのである。

多数派の支配を退けて国家による法の支配を達成するもう一つの方法は、競争的秩序が自生的に維持できない経済危機や権力を握った多数派(大衆)が国家の経済への介入(国有化や再分配政策)を強めて民主主義と市場経済が対立すれば、民主主義の機能を一時的に停止させて国家による法の支配を権威主義的政府によって回復させるやり方である。新自由主義の説く法の支配は、潜在的あるいは暗黙のうちに、「例外状態」¹⁰⁾を想定して民主主義を排除する権威主義によって法の支配と経済

的秩序を守る、という論理を含んでいるのである。ハイエクは『法と立法と自由』第三部「自由人の政治的秩序」の第17章「立憲政体モデル」の中で、「外敵が迫っているとき、謀反や無法な暴力が発生したとき、……正常時には誰も保有しない強制的な組織化の権力が誰かに与えられなければならない」（ハイエク1988：172）例外状態が生じうることに言及し、「主権者とは例外状態に関して決定をくださ者である」（シュミット1971：11）という『政治神学』の文句に同意する文章を残している。しかし、法の支配が民主主義の一時的中断をとともなう「非常事態」を論理的に含んでいることは、新自由主義のエリートには知られていても、大衆には理解しがたいことである。『モンペルランからの道』の編集者の一人は、このような民主主義のダブルスタンダード的解釈を、「新自由主義の裏表のある真理」（Mirowski and Plehwe 2009：440）と呼んでいる。

ディレクターやフリードマンに指導された1950年代以降のシカゴ学派は、独占は競争の秩序と民主主義に対立的であり、国家活動によって防止すべきである、という初期のモンペルラン協会やオーストリア学派（および秩序自由主義）と共有していた見解を変更し、独占は競争によって掘り崩される、独占の価格への影響は誇張される傾向がある、といった楽観的な独占肯定論を主張するようになる（Horn 2009：218-220）。そればかりではない。シカゴ学派の新自由主義は、国家と市場の区別を取り払うことによって、政治の大部分をあたかも市場過程であるかのような理論的革新を展開した。政治家は、投票者と同じように自分の効用の最大化を試みるものとして説明され、国家は市場がより効率的に提供できることを達成する劣った手段にすぎない、と説明された。ま

10) ハイエクの例外状態の議論については、Cristi (1984：532-533)、松原 (2011：287-288) を参照。

た、自由は政治的な決定に参加する政治的自由から、欲求のための個人的努力を通して達成される自己実現の能力を意味するようになった。教育も、適格な民主的な市民を作る制度から、購入すべき商品として扱われるようになった（Horn and Mirowski 2009：161-163）。市民という概念は、国家サービスのお客様（取引相手）という意味しかもたなくなる。理論的には、国家は市場領域と区別されたものではなくなり、国家活動の大部分は市場化される。これが、シカゴ学派が描く「新自由主義的市場国家」（Mirowski 2009：436-437）のビジョンである。シカゴ学派は、ハイエクの体系が孕んでいた法の支配と民主主義とのジレンマ、市場社会と国家の分離と対立、あるいは民主主義の病理を強い国家（権威主義）によって抑制する必要性、といった問題を、政治の市場化という理論的革新によって解決を試みた、ということができる。

V 新自由主義の法的介入主義と資本主義の制度的革新

1970年代末に主導権を握った新自由主義は、「強い国家」による法的制度的介入を通して、具体的には一連の規制緩和、民営化、市場化、自由化などによるゲームの規則の変化を通じて、さらなる競争的市場秩序の構築に努めた。サッチャー主義やレーガン主義には、市場競争の原理が国家の経済と社会への介入を方向づけるとともにそれを監視する、国家の法的介入を通して競争秩序が作り出される、そして、より有効な競争秩序を作るためには法的体制が絶えずバージョンアップされねばならない、という新自由主義のコアにある思想が脈打っているのである。国家介入の再定義と新自由主義とが一体のものであることを想起するならば、ケインズ主義的福祉国家に取って代わる国家は、何よりもまず、市場に有効な競争を作り出すため積極的に介入する新自由主義市場国家、あるいは新自由主義的法的介入主義国家として規定されねばならない。

このような法的介入主義は、経済競争がそのもとでおこなわれる枠組

みまたはゲームの規則を構成する。経済競争がゲームの規則のもとで繰り返り広げられることを通して、競争秩序が行為事実的に構成される。この場合、競争は、それぞれが目標を立て戦略的に行動する経済主体(企業)間の関係を調整する様式として作用する(労使妥協による調整から競争による調整へ)。

フーコーによれば、法的介入主義は、資本主義の画期的な制度的革新であって、法の支配を経済領域に適用したものである。彼は『生政治』の一節で、法の支配を計画化の反対物として定義したハイエクの『隷属への道』の一文を巧みに引用しながら、制度的革新としての法的介入主義について説明している。フーコーの説明は、これまで誰も理解していなかった、新自由主義における法(経済に形式を与えるものとしての法)と経済(ゲームとしての経済的活動)の関係に焦点を当てている。やや長くなるが、引用する。

「経済は一つのゲームであり、経済に枠組みを与える法制度はゲームの規則として考えられねばならないということ。法の支配と法治国家によって、統治の行動が、経済ゲームに規則を与えるものとして形式化されるということです。その経済ゲームをおこなうもの、つまり、現実の経済主体は、個々人のみ、あるいは、こう言ってよければ、企業のみです。国家によって保証された法的かつ制度的枠組みの内部において規則づけられた企業間のゲーム。これこそ、刷新された資本主義における制度的枠組みとなるべきものの一般的形式です。経済ゲームの規則であり、意図的な経済的かつ社会的管理ではないということ。経済における法治国家ないし法の支配のこのような定義こそ、ハイエクが、非常に明快であると私には思われる一節のなかで特徴づけているものです。彼は計画について次のように語ります。まさしく法治国家ないし法の支配と対立するものとして、『計画は、一つの明確な目的に到達するために社会の資源が意識的に導かれなければならない』ということを示す。法の支配は、

逆に、その内部において個々人が自らの個人的計画に従って自らの行動に身を委ねるような、最も合理的な枠組みを作ろうとするものである』。……したがって、ゲームの規則としての法律システムがあり、次いで、自然発生的な経済プロセスを通じてある種の具体的秩序を表明するようなゲームがある、ということです」(フーコー2008:213-214)。

この新自由主義的法的介入主義国家は、社会政策のあり方を根本的に変更し福祉国家を再編する力をもっている。それゆえ、新自由主義国家による福祉国家の包摂と呼びうる事態が展開される。それは、医療保険、年金保険、失業保険、教育や住宅、保育のような公共サービスの形で「脱商品化」され、市場から取り除かれていた国家の諸活動(公的福祉)の市場化を推し進める。具体的には、社会保険や公共サービスの現物給付の民営化や市場化の推進によって、「社会政策の個人化」(同上:178)が広がり、競争秩序に投げ込まれた諸個人が直面するリスクは、諸個人が自分自身の責任で対応すべきものとなる。新自由主義的介入主義国家は、失業や貧困、不平等や格差拡大といった市場競争の結果に介入する必要がないのである。「失業率がいかほどであろうと、……介入すべきものは何もありません。……何よりもまず救うべきもの、それは、価格の安定です。価格の安定はおそらく、結果的に、失業危機の際よりも高い雇用レベルの存在を実際に可能にするでしょう。……失業者とは何だろうか、それは移動中の労働者である。それは、収益のない活動とより収益のある活動とのあいだを移動中の労働者なのだ」(同上:172)、というのが新自由主義の雇用政策である。そればかりではない。フーコーによれば新自由主義は、競争メカニズムを社会の調整のための原理として導入することによって、「社会において生じる可能性のある反競争的メカニズム」(同上198)の解消を試みるのである。ここでの「反競争的メカニズム」は、カール・ポランニーのいう社会の自己防衛のさまざまな運動、あるいは、最近の欧州債務危機にみられるような市場の圧力に

対する民意の反発を指している。そのような反競争的メカニズムが社会のなかで生じる可能性を解消するには、競争のメカニズムが「社会の厚みのいかなる地点においても調整の役割をはたすことができるようにしなければなりません」(同上：180)，とフーコーは指摘する。「社会の厚み」には、資本主義的企業だけでなく、中小企業、農家族、家内工業、零細な小売業、さらに、プロレタリア化した大衆までもが含まれている。彼は、競争メカニズムによる社会の統治を「新自由主義的統治」と呼んで、それを次のように定義している¹¹⁾。

「獲得が目指されているのは、商品効果に従属した社会ではなく、競争のダイナミズムに従属した社会です。スーパーマーケット社会ではなく、企業社会であること。再構成されようとしているホモ・エコノミクスは、交換する人間ではないし、消費する人間でもありません。それは、企業と生産の人間です。……『企業』形式とは、国民的ないし国際的規模の大企業という形式……のもとに集中させられてはならないものです。社会体の内部において、このような『企業』形式を波及させること。これこそが、新自由主義政策に賭けられているものであると私は思いません」(同上：181-183)。

新自由主義国家が競争の原理を社会の調整に適用し、多種多様な企業形式を社会に普及させ、競争的調整に従う企業社会を作り出すことには、労働者を含むすべての個人が自分自身を“労働力または雇用可能性を開発する企業家”として位置づけ、自己の人的資源に投資することで絶えず自分の競争力(職業的能力)の向上を目指す企業単位になるように要請されることがともなっている。ホモ・エコノミクスをこのような企業家として再構成する考え方は、とくにドイツの秩序自由主義(レプケ、

11) フーコーのこのような新自由主義的な社会の統治の分析を継承し、それを「環境介入権力」として展開した研究として、佐藤嘉幸(2009)がある。

リュストウなど)によって提起された,新自由主義に特徴的な統治であるが,今日この統治の方法は,競争原理を市場の外の社会的領域にまで適用する政治的企画として猛威を振るっているのである¹²⁾。

参考文献

〈日本語文献〉

雨宮昭彦 (2005)『競争秩序のポリテイクス—ドイツ経済政策思想の源流』東京大学出版会。

岡本英男 (2007)『福祉国家の可能性』東京大学出版会。

権上康男 (2006)『新自由主義の誕生 (1938~47)』権上康男編著 (2006)『新自由主義と戦後資本主義』日本経済評論社。

斉藤日出治 (2010)「制度経済学の言説と市民社会の統治テクノロジー」、『千葉大学経済研究』第25巻第3号。

佐藤嘉幸 (2009)『新自由主義と権力』人文書院。

佐貫 浩・世取山洋介編 (2008)『新自由主義教育改革』大月書店。

シュミット (1971) [1922]『政治神学』田中浩・原田武雄訳, 未来社。

シュミット (1989) [1931]『憲法の番人』川北洋太郎訳, 第一法規。

シュミット (1970) [1932]『政治的なものの概念』田中浩・原田武雄訳, 未来社。

田中 浩 (1992)『カール・シュミット—魔性の政治学』未来社。

ネグリ・ハート (2008) [1994]『ディオニュソスの労働 国家形態批判』長原豊他訳, 人文書院。

ハーヴェイ (2007) [2005]『新自由主義 その歴史的展開と現在』渡辺治監訳, 作品社。

ハイエク (1992) [1944]『隷従への道』西山千明訳, 春秋社。

ハイエク (1990) [1949]『個人主義と経済秩序』嘉治元郎・嘉治佐代訳, 春秋社。

ハイエク (1986) [1960]『自由の価値 自由の条件 I』気賀健三・古賀勝次郎訳, 春秋社。

ハイエク (2009) [1967]『政治学論集』山中優監訳, 田総恵子訳, 春秋社。

ハイエク (1987) [1973]『ルールと秩序 法と立法と自由 I』矢島欽次・水吉俊彦訳, 春秋社。

ハイエク (1988) [1979]『自由人の政治的秩序 法と立法と自由III』渡部茂訳, 春秋社。

ヒルシュ (2007) [2005]『国家・グローバル化・帝国主義』表弘一郎・木原滋哉・中村健吾

12) 教育の新自由主義的改革はその典型であるように思われる。佐貫浩・世取山洋介編 (2008) を参照。

- 訳, ミネルヴァ書房。
- フーコー (2008) [2004] 『生政治の誕生』 慎改康之訳, 筑摩書房。
- 福田敏浩 (2011) 『第三の道の経済思想』 見洋書房。
- 藤本建夫 (2008) 『ドイツ自由主義経済学の誕生』 ミネルヴァ書房。
- フリードマン (2008) [1962] 『資本主義と自由』 村井章子訳, 日経BP社。
- ブルデュー (2000) 『市場独裁主義批判』 加藤晴久訳, 藤原書店。
- 松原隆一郎 (2011) 『ケインズとハイエク』 講談社。
- 山中 優 (2007) 『ハイエクの政治思想』 勁草書房。

〈外国語文献〉

- Audier S. (2012) *Le colloque Lippmann. Aux origins du "neo-liberalism"*, Editions Le Bord de l'Eau.
- Cristi R. (1984) "Hayek and Schmitte on the rule of law", in *Canadian Journal of political Science*. 17 (3).
- Cristi R. (1998) *Carl Schmitt and Authoritarian Liberalism*, University of Wales Press.
- Eeping-Andersen, g. et al. (2002) *Why We need a new Welfare State*, Oxford University press.
- Hartwell R.M. (1995) *A History of the Mont Pelerin Society*, Liberty Fund.
- Horn R.V. (2009) "Reinventing Monopoly and the role of corporations", Mirowski P. and Plehwe D.eds. (2009).
- Horn R.V. and Mirowski (2009) "The rise of the Chicago School of Economics", Mirowski P. and Plehwe D. eds. (2009)
- Lippmann W. (2005) [1937] *The Good Society*, Transaction Publishers.
- Mirowski P. (2009) "Postface : defining neoliberalism", in Mirowski P. and Plehwe D.eds. (2009)
- Mirowski P. and Plehwe D.eds. (2009) *The Road from Mont Pelerin. The Making of the Neo-liberal Thought Collective*, Harvard University Press.
- Scheuerman W. (1999) *Carl Schmitt. The End of Law*, Rowman & littlefield Publishers.
- Schmid, G. (2008) *Full Employment in Europe*, Edward Elgar.
- Tribe K. (2009) "Liberalism and neoliberalism in Britain", in Mirowski P. and Plehwe D. eds. (2009).

(2012年 8月23日受理)

Summary

Neoliberalism and Redefinition of State-Intervention

Fumitaka WAKAMORI

This paper examines the core concept of neo-liberal competitive state with regard to the redefinition of state-interventionism. Contemporary neo-liberal states are different from those of ‘laissez faire’ in 19th liberal capitalism. Neoliberalism is a project of reconstruction of capitalism by legal and institutional intervention of ‘strong state’. According to its belief, only strong state can produce and maintain operative and competitive market-orders. The strong state means a state that intervenes in economy and society on the principle of competition, market and price. This kind of neo-liberal project was originally born at Colloque Walter Lippmann in 1938. Then its project has been further developed at Mont Pelerin Society (MPS) organized by F.Hayek in 1947. With regard to the neo-liberal redefinition of state-interventionism, we should re-examine series of deregulation, privatization, and liberalization practiced by Margaret Thatcher in UK and Ronald Reagan in US during 1980’s. The MPS community composed of transnational and interdisciplinary intellectuals has been contributing to creation and expansion of neo-liberal thought.